

綾瀬市病児保育事業を利用できない病名・症状

【病名】

麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・百日咳・急性出血性結膜炎・アデノウイルス感染症疾患（流行性角結膜炎・胃腸炎・咽頭結膜熱（プール熱））・腸管出血性大腸菌感染症・結核・髄膜炎菌性髄膜炎・コロナウイルス・A型肝炎・インフルエンザ・その他の感染症
溶連菌感染症（抗生剤を内服してから24時間以上経過していないと利用不可）

【症状】

- ・39℃以上の発熱がある場合
- ・咳、喘鳴により呼吸困難な状態にある場合（喘息発作を含む）
- ・嘔吐や下痢がひどく、脱水症状がある場合
- ・水分補給、食事の摂取ができない場合
- ・病状が重く点滴を必要とする場合
- ・1歳の誕生日を過ぎてMR（麻疹・風疹混合ワクチン）が未接種の場合
- ・症状が急変する可能性が認められる場合
- ・かかりつけ医等の診察により、利用が困難と判断された場合

<問い合わせ先>

病児保育室ぽとふ 0467-71-1236
綾瀬市保育課保育・学童担当 0467-70-5615